

【高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件】
 ◎高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）
 （新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歯科診療の具体的方針） 第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 一六（略） 七 歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。</p> <p>イ 歯冠修復</p> <p>(2)(1)（略） (2) 歯冠修復において金属を使用する場合は、代用合金を使用するものとする。ただし、前歯部の金属歯冠修復については金合金又は白金加金を使用することができるものとする。</p> <p>ロ 欠損補綴</p> <p>(2)(1)（略） (一)ブリッジ (二)ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、前歯部の複雑窩洞又はボンテックに限つて使用する。</p> <p>(3) 口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補綴は、必要</p>	<p>（歯科診療の具体的方針） 第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 一六（略） 七 歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。</p> <p>イ 歯冠修復</p> <p>(2)(1)（略） (2) 歯冠修復において金属を使用する場合は、金位十四カラット合金又は代用合金を使用するものとする。ただし、金位十四カラット合金は臼歯部の歯冠継続歯に限つて使用するものとし、前歯部の鑄造歯冠修復又は歯冠継続歯については金合金又は白金加金を使用することができるものとする。</p> <p>ロ 欠損補綴</p> <p>(2)(1)（略） (一)ブリッジ (二)ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、歯冠継続歯又は前歯部の複雑窩洞若しくはボンテックに限つて使用する。</p> <p>(3) 口蓋補綴及び顎補綴は、必要があると認められる場合に行</p>

八〇九 があると思われる場合に行う。
(略)

※ 平成二十四年四月一日施行

八〇九 う。
(略)